

# 舞鶴港港湾計画書

— 改 訂 —

平成25年 12月

舞鶴港港湾管理者

京 都 府

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 8年10月 京都府舞鶴港港湾審議会
- ・平成 8年11月 港湾審議会第161回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成18年 9月 京都府舞鶴港港湾審議会
- ・平成18年11月 交通政策審議会第20回港湾分科会

の議を経た舞鶴港の港湾計画を改訂するものである。

## 目 次

I	港湾計画の方針	1
1	舞鶴港への要請	1
II	港湾の能力	6
III	港湾施設の規模及び配置	7
1	公共埠頭計画	7
2	フェリー埠頭計画	9
3	旅客船埠頭計画	10
4	木材取扱施設計画	12
5	専用埠頭計画	14
6	水域施設計画	16
7	小型船だまり計画	18
8	臨港交通施設計画	24
IV	港湾の環境の整備及び保全	25
1	廃棄物処理計画	25
2	港湾環境整備施設計画	26
V	土地造成及び土地利用計画	29
1	土地造成計画	29
2	土地利用計画	30

3	海浜計画	.....	3 1
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	.....	3 2
VII	その他重要事項	.....	3 3
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	..	3 3
2	大規模地震対策施設	.....	3 5
3	港湾施設の利用	.....	3 7

# I 港湾計画の方針

## 1 舞鶴港への要請

舞鶴港は、昭和26年に重要港湾に指定され、現在まで近畿圏の日本海側の玄関口として、国内外の物流・産業の拠点として重要な役割を果たしてきた。また、平成23年11月には、日本海側拠点港に選定された。

舞鶴港の平成23年の総取扱貨物量は、外貿約430万トン、内貿663万トン（うちフェリー貨物526万トン）、合計1,093万トンとなっている。

舞鶴港は、平成22年4月に多目的国際ターミナルが供用を開始し、北東アジア等との地理的優位性を活かし、成長が著しい中国や韓国とのコンテナ貨物利用による貿易を積極的に展開している。また、木材・木製品製造業、中古車販売業、その他製造業のバルク製品の出荷ならびに原材料の輸入基地として、これら背後地域の産業活動を支える重要な港湾である。さらに日本三景である「天の橋立」や、日本を代表する観光地である京都を擁する観光拠点港でもあり、近畿地方の日本海側の門戸港として、産業・経済・観光を支える重要な役割を担っている。

舞鶴港では舞鶴若狭自動車道の延伸や、京都縦貫自動車道の整備等、基幹的な交通ネットワークが充実し、舞鶴港と京阪神地域との結びつきが強化され、舞鶴港に対する物流港湾としての要請が益々増加するものと考えられる。

このため、多目的国際ターミナルを中心とした物流拠点の構築ならび

に背後企業と密接に関連した埠頭の整備によって、本港背後に立地する企業の産業競争力を支えるため、物流の効率化への機能強化が求められている。

さらに、東アジア地区の著しい経済成長に伴い、京都府北部や京都市内を訪れる外国人観光客は増加している。このため、外航クルーズ船の受け入れや市民との交流による地域振興を促進するため、大型化するクルーズ船の入港に対応できる施設の整備が求められている。

一方、市民の暮らしや価値観が多様化するなか、地域住民が海や自然とふれあうための親水性の高い賑わい空間・交流空間の創出が求められている。

本港は、海上自衛隊や海事関係機関の拠点にもなっており、地震など災害時に背後圏の緊急物資等を輸送するなど、防災機能を有した港湾であることから、背後圏における住民の安全・安心を確保するにとどまらず、日本海側の広域的な災害対策施設、太平洋側物流拠点のリダンダンシー機能などが求められている。

また、既存施設について、利用実態を見極め計画的な施設の更新・再編と適切かつ効率的な維持管理ならびに既存施設の有効活用が求められている。

以上のような情勢に対応すべく、北東アジア等との地理的優位性を活

かして、「日・中・韓・露等の人・もの・情報が交流する関西経済圏の日本海側ゲートウェイ」を目指し、「物流・人流」「観光・交流」「連携」「地域振興」「安全・安心」「環境」の6つの将来像の実現に向け、おおむね平成30年代半ばを目標年次として、以下の港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

**(1) 【物流・人流】北東アジア等との近接性など地理的ポテンシャルを活かした人ともものが集まるみなとづくり**

- ①地理的優位性を活かした物流拠点機能強化と太平洋側港湾との機能分担を図る。
- ②港全体の再編・集約により、国際フェリーやコンテナ、バルク貨物も含めたバランスの良い内外貿機能の強化による物流・人流機能の強化を図る。

**(2) 【観光・交流】港の景観・環境を活かし、広域的観光拠点ともなる交流・憩い・潤いのあるみなとづくり**

- ①京都のブランドを活かした北東アジアからの人流促進による観光振興を推進する。
- ②魅力あるウォーターフロントを核とする港を活かしたまちづくりを推進する。

**(3) 【連携】日本海側諸港との連携や官民の連携など連携と協働によるみなとづくり**

- ①日本海側諸港と連携した航路誘致やポートセールスの推進による日

本海側拠点機能の強化を図る。

- ②経済界とのさらなる連携や民の視点の導入など官民が連携した港湾振興を図る。

**(4) 【地域振興】 新規産業誘致と港湾機能の充実等による京都北部圏の活性化につながるみなとづくり**

- ①舞鶴港を活用した物流拠点や港湾背後地への企業立地を促進する。
- ②日本海沿岸クルーズの推進を通じた観光振興により地域活性化を図る。
- ③西港の既存埠頭の機能再編と横持ち輸送解消により東港周辺企業の支援を図る。

**(5) 【安心・安全】 日本海側のみならず対岸諸国の支援機能を有する災害に強く安全で秩序あるみなとづくり**

- ①太平洋側のバックアップ機能と海上自衛隊及び海事機関の集積を活かした防災拠点機能の強化を図る。
- ②既存ストックの適切な維持管理による有効利用とプレジャーボート対策や港湾保安対策を推進する。

**(6) 【環境】 豊かな自然環境を育み、モーダルシフトの推進や新エネルギー・リサイクル産業の集積等により地球環境に寄与するみなとづくり**

- ①地球環境に寄与するリサイクル企業の誘致とリサイクル貨物の集積を促進する。



②フェリー物流・人流の拡大によるモーダルシフトの推進による CO2 排出量の削減を図る。

③若狭湾国定公園等の優れた自然景観・環境の保全や環境関連企業の誘致によるエコポートの取り組みを推進する。

### (7) 港湾空間のゾーニング

「物流・人流」「観光・交流」「連携」「地域振興」「安全・安心」「環境」の多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

① 喜多地区、和田地区、前島地区及び平地区は物流関連ゾーンとする。

② 白杉地区、青井地区、吉田地区、大君地区及び平地区は船だまり関連ゾーンとする。

③ 第2埠頭地区の一部、第3埠頭地区の一部、第4埠頭地区の一部、前島地区の一部及び浜地区は緑地レクリエーションゾーンとする。

④ 下福井地区、舞鶴漁港地区、北吸地区及び大波下地区は生産ゾーンとする。

⑤ 第2埠頭地区、第3埠頭地区、第4埠頭地区及び前島地区は人流関連ゾーンとする。

⑥ 千歳・大丹生地区はエネルギー関連ゾーンとする。

## II 港湾の能力

目標年次（平成30年代半ば）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のとおり定める。

取扱貨物量	外 貿	630万トン
	内 貿 (うちフェリー)	770万トン (600万トン)
	合 計	1,400万トン
船舶乗降旅客数		15万人

### Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

#### 1 公共埠頭計画

##### 1-1 和田地区（国際埠頭）

コンテナ貨物、完成自動車、その他鉱産品等の外貿貨物及び内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 14 m 岸壁 2 バース 延長 560 m

（うち 1 バース 既設） [既定計画]

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 19 ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

（うち 11 ha 工事中） [既定計画]

既定計画  
水深 12 m 岸壁 2 バース 延長 480 m

## 1-2 長浜地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画				
長浜地区	水深 5.5 m	岸壁 2 バース	延長 180 m	(公共埠頭)
	水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 130 m	(公共埠頭)
	埠頭用地 5 ha			

## 1-3 平地区

原木、金属くず等の外貿貨物及び内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 5 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(5 ha 工事中)

[既設の変更計画]

既定計画				
	水深 13 m	岸壁 1 バース	延長 260 m	
	埠頭用地 6 ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)		

以下の既定計画を削除する。

既定計画				
	水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 170 m	

## 2 フェリー埠頭計画

外貿フェリー輸送の需要に対応するため、フェリー埠頭を計画する。

### 2-1 前島地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 286 m

(うち、船首尾係船岸 36 m) [新規計画]

埠頭用地 1 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

前島地区の整備に伴い、以下の施設を廃止する。

{	既設	
	前島地区	水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 100 m 物揚場 水深 2 m 延長 302 m

### 3 旅客船埠頭計画

#### 3-1 第2埠頭地区

外航・内航クルーズ需要に対応するため、以下の既設の公共埠頭を旅客船埠頭として計画する。

水深10m 岸壁1バース 延長330m [既設の変更計画]

埠頭用地 7ha (旅客施設用地) [既設の変更計画]

既設  
水深9m 岸壁2バース 延長330m  
埠頭用地 7ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

#### 3-2 第1埠頭地区

湾内旅客船需要の見直しに伴い、以下の施設を撤去する。

既設  
水深2m 小型栈橋1基 延長74m

### 3-3 浜地区

湾内の海上交通網の充実のため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

物揚場 水深 3 m 延長 1 2 0 m [既定計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画]

### 3-4 平地区

湾内旅客船需要の見直しに伴い、以下の施設を撤去する。

〔 既設  
水深 2 m 小型栈橋 1 基 延長 1 2 m 〕

## 4 木材取扱施設計画

### 4-1 喜多地区

貯木場の一部埋立に伴い、以下の施設を変更する。

物揚場 水深 2 m 延長 3 2 0 m [既設の変更計画]

埠頭用地 2 h a [既設の変更計画]

水面貯木場 水深 2. 5 m 8 h a [既設の変更計画]

既設

物揚場 水深 2 m 延長 4 7 5 m (木材取扱施設)

埠頭用地 2 h a

水面貯木場 水深 2. 5 m 1 3 h a

以下の施設を廃止する。

既設

物揚場 水深 2 m 延長 1 5 5 m (木材取扱施設)

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 7. 5 m ドルフィン 1 バース

防波堤(分離) 延長 3 0 0 m (木材取扱施設)



#### 4 - 2 平地区

荷役方式の変更に伴い、以下の施設を廃止する。

[	既設	]
	水面貯木場 水深 4 m 33 ha	

## 5 専用埠頭計画

海上自衛隊の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

### 5-1 雁又地区

海上自衛隊の要請に伴い、既設の危険物取扱施設を専用施設として計画する。

水深 6.5 m 小型栈橋 1 基 延長 40 m [既設の変更計画]

既設  
水深 6.5 m 小型栈橋 1 基 延長 40 m

### 5-2 北吸地区

水深 8 m 岸壁 1 バース 延長 128 m [既設の変更計画]

水深 11 m 係船浮標 2 バース 4 基 [既設の変更計画]

既設  
水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 125 m  
水深 7.5 m 係船浮標 1 バース 2 基  
水深 8.8 m 係船浮標 1 バース 2 基

### 5-3 大波下地区

水深 1.1 m    ドルフィン 1 バース    延長 324 m

[既定計画の変更計画]

既定計画  
水深 1.1 m    ドルフィン 1 バース    延長 248 m

以下の施設を撤去する。

既設  
水深 2.5 m    小型栈橋 1 基    延長 8 m  
水深 8 m    ドルフィン 1 バース    延長 161 m  
水深 6 m    ドルフィン 1 バース    延長 12 m  
水深 5 m    ドルフィン 1 バース    延長 50 m

### 5-4 平地区

以下の施設を撤去する。

既設  
水深 5 m    小型栈橋 1 基    延長 9 m

## 6 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

### 6-1 泊地

第2埠頭地区	水深10m	面積2ha	[既設の変更計画]
〔既設〕			
第2埠頭地区	水深9m	面積2ha	

和田地区	水深14m	面積2ha	
	(うち1.3ha既設)		[既定計画]

北吸地区	水深8m	面積1ha	[新規計画]
------	------	-------	--------

前島地区	水深9m	面積1ha	[新規計画]
------	------	-------	--------

平地区	水深12m	面積1ha	
			[既定計画の変更計画]

〔既定計画〕			
平地区	水深13m	面積37ha	

以下の既定計画を削除する。

〔既定計画〕			
平地区	水深10m	面積1ha	

## 6-2 航路・泊地

第2埠頭地区 水深10m 面積9ha [既設の変更計画]

〔既設  
第2埠頭地区 水深10m 面積4ha〕

和田地区 水深14m 面積45ha

(うち30ha 既設) [既定計画]

前島地区 水深9m 面積25ha

(うち20ha 工事中) [既定計画の変更計画]

〔既定計画  
前島地区 水深9m 面積20ha〕

平地区 水深12m 面積20ha [新規計画]

## 7 小型船だまり計画

作業船、官公庁船、漁船等の小型船の利用及び適切な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

### 7-1 青井地区

計画の見直しに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画	
青井船だまり	
防波堤	延長 20 m

### 7-2 吉田地区

防波堤 延長 100 m [既定計画]

### 7-3 大君地区

小型船放置艇対策として、適切な収容を図るため、既設の木材取扱施設を小型船だまりとして計画する。

大君船だまり

防波堤 延長 220 m [既設の変更計画]

物揚場 水深 3 m 延長 140 m [既設の変更計画]

小型栈橋 5基 [新規計画]

交流厚生用地 1 ha [新規計画]

(うち 1 ha は既設)

既設	
防波堤	延長 2 4 0 m
物揚場	水深 3 m 延長 1 3 0 m
埠頭用地	面積 1 h a

また、これに伴い、以下の既設の木材取扱施設及び旅客埠頭を撤去する。

既設	
水深 1 0 m	ドルフィン 1 バース
防波堤(分離)	延長 3 6 7 m
水深 2 m	小型栈橋 1 基 延長 2 5 m

同様に、以下の木材取扱施設を廃止する。

既設	
水面貯木場	水深 3 m 6 h a

#### 7-4 第4埠頭地区

作業船、官公庁船等の小型船の利用及び適切な収容を図るため、既設の公共埠頭を小型船だまりとして計画する。

##### 第4埠頭船だまり

水深 1 0 m	岸壁 1 バース	延長 1 8 5 m	[既設の変更計画]
物揚場	水深 4 m	延長 3 0 0 m	[既設の変更計画]
埠頭用地	3 h a		[既設の変更計画]

既設			
水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 185 m	
水深 5.5 m	岸壁 3 バース	延長 300 m	
埠頭用地	4 ha		

### 7-5 第3埠頭地区

官公庁船等の小型船の利用及び適切な収容を図るため、既設の旅客船埠頭を小型船だまりとして計画する。

#### 第3埠頭船だまり

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m [既設の変更計画]

既設			
水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 185 m	

### 7-6 第2埠頭地区

漁船等の小型船の利用及び適切な収容を図るため、既設の公共埠頭を小型船だまりとして計画する。

#### 第2埠頭船だまり

物揚場 水深 4 m 延長 130 m [既設の変更計画]

既設			
水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 130 m	



## 7-7 第1埠頭地区

漁船等の小型船の利用及び適切な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

### 第1埠頭船だまり

物揚場 水深2m 延長408m [既定計画の変更計画]

泊地 水深2m 面積1ha [既定計画の変更計画]

埠頭用地 面積1ha [既定計画の変更計画]

既定計画			
物揚場	水深3m	延長394m	
泊地	水深3m	面積1ha	
埠頭用地	面積	1ha	

また、高野川下流の橋梁架設に伴い、以下の施設を廃止する。

既設			
物揚場	水深2m	延長170m	
物揚場	水深1.5m	延長64m	

## 7-8 舞鶴漁港地区

計画の見直しに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画	
船揚場	延長 40 m
埠頭用地	面積 1 ha

## 7-9 和田地区

漁船等の小型船の利用及び適切な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

### 和田地区第2船だまり

防波堤	延長 145 m	[既定計画の変更計画]
物揚場	水深 2 m 延長 40 m	[既定計画の変更計画]
船揚場	延長 25 m	[既定計画の変更計画]
埠頭用地	面積 1 ha	[既定計画の変更計画]

既定計画	
防波堤	延長 140 m
物揚場	水深 2 m 延長 45 m
船揚場	延長 25 m
埠頭用地	面積 1 ha

## 7-10 前島地区

作業船等の小型船の利用及び適切な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

### 前島船だまり

物揚場 水深2m 延長223m [新規計画]

## 7-11 浜地区

背後の土地利用変更及び老朽化に伴い、以下の施設を撤去する。

既設  
浜船だまり  
物揚場 水深2.5m 延長131m

また、老朽化に伴い、以下の施設を廃止する。

既設  
浜船だまり  
物揚場 水深2m 延長100m

## 7-12 平地区

小型船放置艇対策として、適切な収容を図るため、既設の木材取扱施設を小型船だまりとして計画する。

### 平船だまり

小型栈橋 6基 [新規計画]

交流厚生用地 面積1ha [新規計画]

## 8 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 8-1 道路

臨港道路上安久線（西舞鶴道路）

起点 臨港道路和田下福井線

終点 西舞鶴道路 2車線 [既定計画の変更計画]

臨港道路上安久線

起点 臨港道路和田下福井線

終点 国道27号 2車線 [既定計画の変更計画]

臨港道路和田北吸線

起点 和田地区国際埠頭

終点 国道27号 2車線 [既定計画の変更計画]

臨港道路前島埠頭線

起点 東港地区前島埠頭

終点 国道27号 2車線 [既定計画]

臨港道路平埠頭線

起点 東港地区平埠頭

終点 市道大波下浦入線 2車線 [既定計画の変更計画]

## IV 港湾の環境の整備及び保全

### 1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

- (1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂、建設残土約20万m<sup>3</sup>を埋立処分するため、次のとおり海面処分・活用用地を計画する。

喜多地区 海面処分・活用用地 5 h a [新規計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、埠頭用地5 h aとして土地利用を図る。 [新規計画]

## 2 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の整備を図るとともに良好な景観や水辺の特性を活かした港湾空間を形成するため、港湾環境整備施設について、次のとおり計画する。

(1) 第2埠頭地区から第4埠頭地区にかけて、港と親しむ親水空間の形成を図り快適な水際空間を創出するため、緑地を次のとおり計画する。

第4埠頭地区	緑地	1 h a	[新規計画]
	海浜	延長 5 7 m	[新規計画]
第3埠頭地区	緑地	1 h a	[既定計画]
第2埠頭地区	緑地	1 h a	[新規計画]
	海浜	延長 1 5 4 m	[新規計画]
大野辺地区	緑地	1 h a	[新規計画]
	海浜	延長 1 5 6 m	[新規計画]

これに伴い、以下の小型船だまり計画を削除する。

既定計画			
大野辺地区			
大野辺船だまり	物揚場	水深 3 m	延長 4 0 1 m
	物揚場	水深 2 m	延長 1 8 0 m

また、以下の小型船だまり及び専用埠頭を撤去する。

既設			
第4埠頭地区	水深2～3.5m	小型栈橋1基	
			延長80m
第4埠頭地区	水深2～3.5m	小型栈橋1基	
			延長15m
大野辺地区		小型栈橋1基	延長60m
			(うち30m既設)

また、以下の小型船だまりを廃止する。

既設			
第2埠頭地区	物揚場	水深3m	延長100m

(2) 港湾のシンボルとなり、港湾労働者の休息のための緑地を形成するため、緑地を次のとおり計画する。

喜多地区	緑地	1ha	[新規計画]
和田地区	緑地	1ha	[既定計画の変更計画]
浜地区	緑地	2ha	[既定計画の変更計画]

既定計画			
和田地区	緑地	2ha	
浜地区	緑地	1ha	

以下の既定計画を削除する。

既定計画			
	長浜地区	緑地	1 h a



## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

### 1 土地造成計画

(単位：ha)

地区名		埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市再開発用地	交通機能用地	緑地	廃棄物処理施設用地	合計
西港地区	喜多地区	(5.0) 5.0								(5.0) 5.0
	小計	(5.0) 5.0								(5.0) 5.0
和田地区	和田地区	(6.5) 6.5	(4.1) 4.1				(1.0) 1.0	(0.9) 0.9		(12.5) 12.5
	小計	(6.5) 6.5	(4.1) 4.1				(1.0) 1.0	(0.9) 0.9		(12.5) 12.5
東港地区	前島地区	(1.4) 1.4								(1.4) 1.4
	平地区		(1.0) 1.0							(1.0) 1.0
	小計	(1.4) 1.4	(1.0) 1.0							(2.4) 2.4
合計		(12.9) 12.9	(5.1) 5.1				(1.0) 1.0	(0.9) 0.9		(19.9) 19.9

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

## 2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名		埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流厚 生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	合 計
湾口地区	白杉地区	(0.3) 0.3								(0.3) 0.3
	青井地区	(0.1) 0.1								(0.1) 0.1
	佐波賀地区	(0.1) 0.1					(0.4) 0.4			(0.5) 0.5
	千歳・大丹生地区									0.0
	小計	(0.5) 0.5					(0.4) 0.4			(0.9) 0.9
西港地区	大君地区		(0.7) 0.7	(0.4) 0.4					(0.3) 0.3	(1.4) 1.4
	喜多地区	(13.8) 13.8			(13.5) 13.5		(2.7) 2.7	(2.8) 2.8		(32.8) 32.8
	下福井地区	(1.9) 1.9	(21.2) 21.2		(12.2) 12.2			(1.9) 1.9		(37.2) 37.2
	第4ふ頭地区	(0.4) 0.4	(2.8) 2.8				(0.5) 0.5	(1.0) 1.0		(4.7) 4.7
	大野辺地区							(2.5) 2.5		(2.5) 2.5
	第3ふ頭地区	(2.2) 2.2					(0.4) 0.4	(0.8) 0.8		(3.4) 3.4
	第2ふ頭地区	(6.5) 6.5	(1.0) 1.0			2.0	(4.9) 4.9	(0.4) 0.4		(12.8) 14.8
	上安久地区						(2.1) 2.1			(2.1) 2.1
	第1ふ頭地区	(0.3) 0.3								(0.3) 0.3
	小計	(25.1) 25.1	(25.7) 25.7	(0.4) 0.4	(25.7) 25.7	2.0	(10.6) 10.6	(9.4) 9.4	(0.3) 0.3	(97.2) 99.2
舞鶴漁港地区	舞鶴漁港地区									0.0
	小計									0.0
和田地区	和田地区	(19.2) 19.2	(10.2) 10.2				(13.9) 13.9	(0.9) 0.9		(44.2) 44.2
	小計	(19.2) 19.2	(10.2) 10.2				(13.9) 13.9	(0.9) 0.9		(44.2) 44.2
東港地区	北吸地区									0.0
	前島地区	(9.3) 9.3	(2.0) 2.0				(4.1) 4.1	(3.1) 3.1		(18.5) 18.5
	浜地区	(0.5) 0.5	(0.7) 0.7	(0.3) 0.3				(1.6) 1.6		(3.1) 3.1
	大波下地区	(0.4) 0.4					(0.1) 0.1			(0.5) 0.5
	平地区	(4.9) 4.9	(11.3) 11.3	(0.4) 0.4			(1.1) 1.1	(2.4) 2.4		(20.1) 20.1
	小計	(15.1) 15.1	(14.0) 14.0	(0.7) 0.7			(5.3) 5.3	(7.1) 7.1		(42.2) 42.2
合 計		(59.9) 59.9	(49.9) 49.9	(1.1) 1.1	(25.7) 25.7	2.0	(30.2) 30.2	(17.4) 17.4	(0.3) 0.3	(184.4) 186.4

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

### 3 海浜計画

(単位：m)

地区名		用途	海浜
西 港 地 区	第4ふ頭地区		(57) 57
	第2ふ頭地区		(154) 154
	大野辺地区		(156) 156
	合計		(367) 367

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

## VI 港湾の効率的な運営に関する事項

対岸諸国の経済発展を地域の成長に取り入れ、舞鶴港の港湾利用促進やサービス向上を図るため、舞鶴港利用促進協議会などの積極的な活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

## VII その他重要事項

### 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するため、必要な施設は以下のとおりである。

#### 和田地区（国際埠頭）

水深 1.4 m 岸壁 2 バース 延長 560 m [既定計画]

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既定計画]

泊地 水深 1.4 m 面積 2 ha  
(うち 1 ha は既設) [既定計画]

泊地 水深 1.2 m 面積 1 ha [既定計画]

航路・泊地 水深 1.4 m 面積 45 ha  
(うち 30 ha は既設) [既定計画]

航路・泊地 水深 1.2 m 面積 8 ha [既定計画]

#### 臨港道路 和田北吸線

起点 和田地区国際埠頭

終点 国道 27 号 2 車線 [既定計画の変更計画]

## 前島地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 8 6 m [既設]

泊地 水深 9 m 面積 1 h a [既設]

航路・泊地 水深 9 m 面積 2 5 h a [既設の変更計画]

臨港道路 前島埠頭線

起点 東港地区前島埠頭

終点 国道 2 7 号 2 車線 [既定計画]

## 平地区

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m  
[既定計画の変更計画]

泊地 水深 1 2 m 面積 1 h a  
[既定計画の変更計画]

航路・泊地 水深 1 2 m 面積 2 0 h a [新規計画]

## 上久安地区

臨港道路 上安久線 (西舞鶴道路)

起点 臨港道路和田下福井線

終点 西舞鶴道路 2 車線 [既定計画の変更計画]

臨港道路 上安久線

起点 臨港道路和田下福井線

終点 国道 2 7 号 2 車線 [既定計画の変更計画]

## 2 大規模地震対策施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に住民の避難、物資の緊急輸送等に供するとともに、幹線貨物輸送機能を維持するため、大規模地震対策施設を次のとおり計画する。

### (1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

大規模地震等の発生時において、緊急物資等の輸送機能を確保するために必要な施設を次のとおり計画する。

#### 喜多地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [既設]

#### 前島地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [既設]

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するため、必要な施設は以下のとおりである。

前島地区

水深 9 m      岸壁 1 バース   延長 2 8 6 m      [新規計画]

臨港道路   前島埠頭線

起点   東港地区前島埠頭

終点   国道 2 7 号      2 車線      [既定計画]



### 3 港湾施設の利用

#### 3-1 物資補給等のための施設

荷役を行う埠頭との分離を図り効率的な港湾利用を行うべく、物資補給等を目的とした船舶係留に対応するための物資補給施設を次のとおり計画する。

##### 喜多地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

[既設の変更計画]

##### 第2埠頭地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m

[既設の変更計画]

##### 前島地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

[既設の変更計画]